

ぐんま版消費者教育教材
(特別支援学校高等部向け)

けい やく

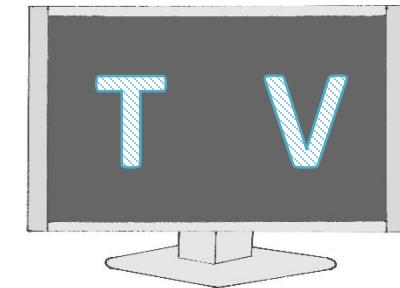
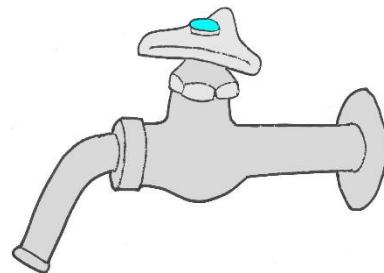
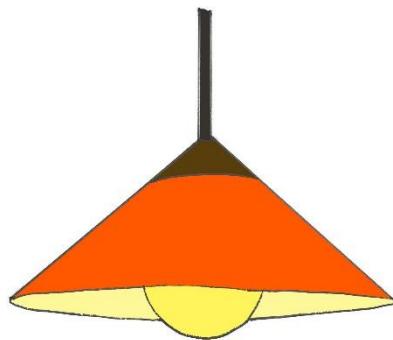
2－1 契約とは

群馬県 生活こども部 消費生活課
令和6年3月改訂

けい やく せい かつ
「**契約**」はみんなの**生活**の
なか 中にたくさんあります。

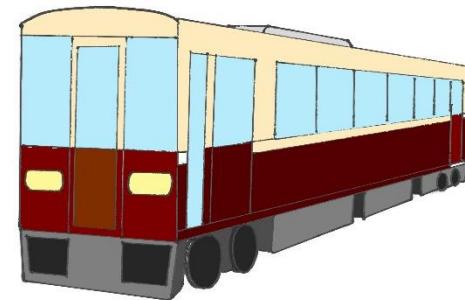
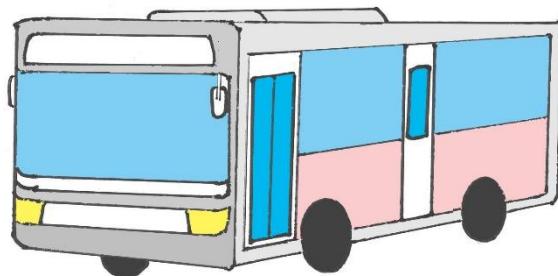
けい やく

契約することで、いろいろなサービスが受けられる



けい やく

これらはすべて契約です



けいやく

契約ってなに？

しょうひしゃりょく

消費者力クイズ①

つぎ

次のうち、

けいやく

契約はどれでしよう？

とも だち やくそく

①友達と約束をする

いいよ

あした えいが
明日 映画
み い
見に行こうよ



②バスに乗る



の もの か
③飲み物を買う



えいが み
④映画を見る



ともだち やくそく

①友達と約束をする



②バスに乗る



③飲み物を買う



④映画を見る



けい やく

ほう てき

せき にん

やくそく

契約=法的な責任をともなう約束

たが
きも
いっち
お互いの気持ちが一致



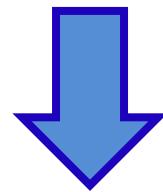
けい やく

ほう てき

せき にん

やくそく

契約=法的な責任をともなう約束



ほう
法=『法律』
ほう りつ

ほう てき
法的な責任=『法律を破ったら、ばつをうける
せき にん
ほう りつ
やぶ
責任があること』
せき にん

かくにん

ロールプレイで確認しよう
けいやく せいりつ
契約の成立

けい やく

ほう てき

せき にん

やくそく

契約=法的な責任をともなう約束

たが

きも

いっち

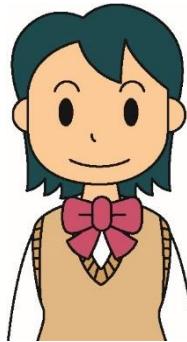
お互いの気持ちが一致



消費者力クイズ②

けいやく
せいりつ
契約が成立するのはいつでしょう？

①



これください

②



100円えんになります

③

100円

100円えんをわたす

④



の
もの
飲み物ものをわたす

せい かい
正解は②です

きやく もうし こ
客が申込み→

①



これください

お互いの気持ちが一致

たが

き も

いっ ち

ていいん しょうだく
←店員が承諾

②



100^{えん}円になります

けい やく せいりつ
契約が成立！

①



これください

けい やく
せい りつ
契約が成立

②



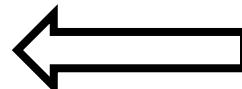
100円えんになります

かね
お金をはらう責任

100円

かね う とる
お金を受け取る権利

しょうひん う と
商品を受け取る権利



しょうひん
商品をわたす責任

たが
きも
いつち
お互いの気持ちが一致すると・・

けい やく しょ

契約書がなくても

くち やくそく

けい やく

せいりつ

口約束でも契約は成立します

「はい」と返事をすることは、
どういう意味がありますか。

じぶん



自分はここにいます。



しつもん

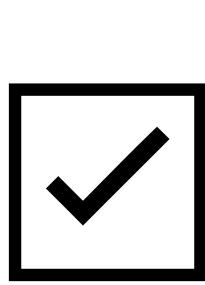
こた



質問に答えられます。

はい





わ
分かりました。



か
「これを買ってください。」

き
いいですか？」と聞かれたときに

こた
「はい」と答えることは

わ
か
「分かりました。買います。」という

いみ けい やく せい りつ
意味になり、契約が成立する。

けい やく

せい りつ

契約が成立すると・・

たが

けい やく ない よう

まも

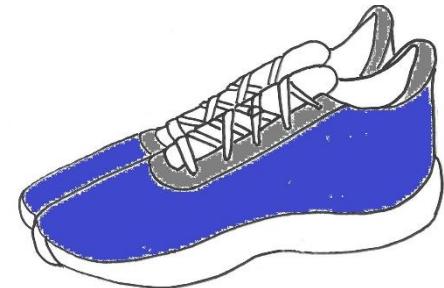
お互に契約内容を守らなければならぬ

いっ ぽう てき

一方的にやめることはできない

けい やく しょ す
契約書をやぶり捨てても、
けい やく
契約はなくなりません





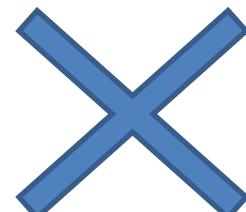
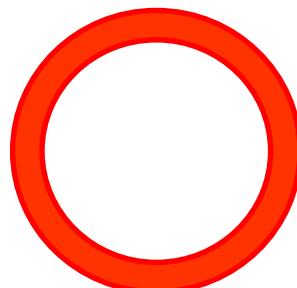
消費者力クイズ③

みせ
お店でスニーカーを買った。

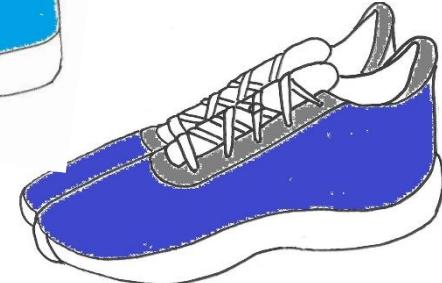
いえ かえ かんが ちが しょうひん
家に帰って、よく考えたら違う商品がよかった。

よくじつ しょうひん も みせ い
翌日、商品とレシートを持ってお店に行けば、

返品できる？



かくにん
ロールプレイで確認しよう
みせ か しょうひん へんぴん
お店で買った商品は返品できますか？



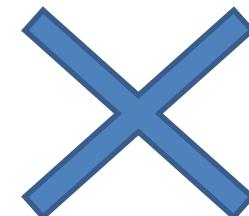
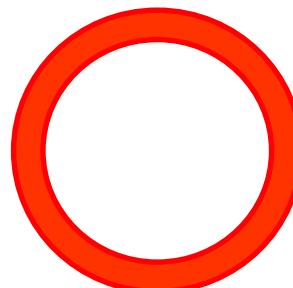
しょうひしゃりょく 消費者力 クイズ③

みせ
お店でスニーカーを買った。

いえ かえ かんが ちが しょうひん
家に帰って、よく考えたら違う商品がよかったです。

よくじつ しょうひん も みせ い
翌日、商品とレシートを持ってお店に行けば、

へん びん
返品できる？



せい かい
正解は



- 勝手に、^{かつて}契約をやめて、^{けい やく}返品はできません。
- サービスのひとつとして、^{へん びん}返品に応じてくれ
^{おう}るお店はあります。

けいやく

せいりつ

契約が成立すると・・

たが

けいやく

ないよう

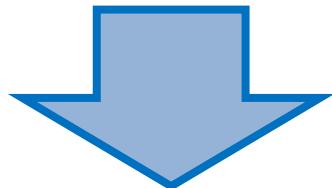
まも

ぎむ

お互いに契約内容を守る義務

いっぽうてき

一方的にやめることはできない



けいやく

まえ

契約する前に

かんが

しっかり考えよう！

なまえ か
名前を書くことは、
いみ
どういう意味がありますか。

じぶん も もの



自分の持ち物だと

わ

分かれるようにする。



しょ るい

か



書類に書いてあること

なつ とく

どう い

に納得した、同意した。



けいやくしょるい なまえ か
契約書類に名前を書くこと
しょるい か
は、書類に書いてあるとおり
なつとく どうい
にすることに納得し、同意
いみ
したという意味がある。

けいやく しょるい なまえ か

契約書類に名前を書くと…

しょ るい か

ないよう まも ぎ む

書類に書いてある内容を守る義務

いっ ぽう てき

一方的にやめることはできない



けいやく しょるい なまえ か まえ

契約書類に名前を書く前に

か

ないよう

か まえ

書いてある内容をよく読む！

わ

なまえ

か

分からなければ、名前は書かない



こま

『どうしよう!』 困ったときは

しょうひ せいかつ

そうだん

消費生活センターに相談しよう



ぐんまけんしょうひ せいかつ

群馬県消費生活センター

☎027-223-3001

- 月～金曜日：9時～16時30分（電話・来所）※来所は予約制
- 土曜日：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）

【解説】

2-1 契約とは

①3頁 「契約することで、いろいろなサービスを受けられる」

部屋の照明をつける(電気供給契約)。顔を洗うために水道を使う(水道使用契約・給水契約)。テレビを見る(受信契約)。学校に通うために電車やバスに乗る(旅客運送契約)。契約だと認識していないくとも、たくさんの契約で日常生活が成り立っています。

②9～11頁 「契約力クイズ②」

「お金を払う」「飲み物を受け取る」時点で契約が成立すると考える方が多くいます。9、11頁にあるようにお互いの意思が一致したときに契約が成立します。それにより消費者には「お金を払う義務」「商品を受け取る権利」が発生します。

②12～13頁 「契約の成立」

実際の相談では、契約をなかったことにしようと、消費者が商品を受取拒否したり、契約書を破り捨てたりする事例もありますが、これではトラブルは解決はしません。

契約が成立すると簡単にはやめられないという意識を持ち、契約をする前に情報を収集してしっかり考えることがトラブルの未然防止に繋がります。

③21～23頁 「消費者力クイズ③ 店舗購入の返品」

自身の経験から、レシートがあれば返品できると考える方が多いですが、店舗購入の場合、店側は返品に応じる義務はありません。